十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

十七　病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

二十　鉱害対策に要する経費があること。

二十一　軽油引取税に関する犯則事件の調査に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×161,200円

算式の符号

A　当該年度中に満三歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に公訴の提起があつた軽油引取税に関する犯則事件について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　告発をした道府県　五、〇〇〇、〇〇〇円

二　告発をした道府県から嘱託を受け、又は当該道府県と共同して犯則事件の調査を行つた道府県　一、〇〇〇、〇〇〇円

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

十七　病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

二十　鉱害対策に要する経費があること。

二十一　軽油引取税に関する犯則事件の調査に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×159,300円

算式の符号

A　当該年度中に満三歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に公訴の提起があつた軽油引取税に関する犯則事件について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　告発をした道府県　五、〇〇〇、〇〇〇円

二　告発をした道府県から嘱託を受け、又は当該道府県と共同して犯則事件の調査を行つた道府県　一、〇〇〇、〇〇〇円